

～ 平成29年7月以降の制度改正等についてお知らせします ～

第1 平成29年8月分から介護納付金の掛金率が変わります

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の成立に伴い、介護納付金の算定方法の一部に総報酬割（報酬総額に比例した負担）が取り入れられ、今後、その割合が段階的に引き上げられることになりました。

		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度
		～7月(現行)	8月～(改正後)			
算定方法	加入者割	全面	1/2	1/2	1/4	なし
	総報酬割	なし	1/2	1/2	3/4	全面

このことにより、当共済組合における平成29年8月分以降の介護納付金の負担額が増加し、平成29年8月分以降の介護保険に係る掛金率が次のとおり変更となります。

40歳から64歳までの組合員のみなさまにおかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成29年8月分からの掛金率

※ 道府県の負担金率についても変更となります。

(単位：千分率)

区 分		現 行	平成29年8月～	変更幅
一般組合員（特別職等を含む）、知事組合員、船員 一般組合員	標準報酬の月額	5.68	6.37	+0.69
	標準期末手当等	5.68	6.37	+0.69
任意継続組合員	標準報酬の月額	11.36	12.74	+1.38

第2 パパ・ママ育休プラス時の手当金の延長申請について

1 概要

- ① パパ・ママ育休プラスとは、組合員が養育する子について、当該組合員とその配偶者がともに育児休業を取得する場合には、その子が1歳2か月に達する日までの間において、その子の出生した日及び産前産後休暇を含めた1年間につき育児休業手当金が支給される制度です。
- ② パパ・ママ育休プラスに該当する方について、育児休業手当金の延長に該当するかの判断は、従前は、1歳時点で待機児童であるかどうかにより判断していましたが、今後、子が1歳～1歳2か月の間に、パパ・ママ育休プラスによる育児休業手当金の支給期間が終了し、その終了日時点で待機児童等であるかを判断するよう地方公務員等共済組合法施行規則が改正されました。

2 施行期日

平成29年7月1日

第3 育児休業手当金の延長期間の半年延長について

1 概要

- ① 現在、育児休業手当金については、子が1歳時点で保育園に入所できない等の要件に合致すれば、1歳～1歳6か月までの半年間、支給期間が延長される制度となっています。
- ② 平成29年10月1日以降に新たに育児休業を開始し、1歳6か月まで手当金の支給を延長した組合員が、1歳6か月時点で子が保育園に入所できない等の要件に合致すれば、2歳まで育児休業手当金を支給することができる予定です。
- ③ 平成29年10月1日以前から育児休業を開始しており、平成29年10月1日以降に、子が1歳6か月となる場合は、1歳6か月時点で子が保育園に入所できない等の要件に合致すれば、2歳まで育児休業手当金を支給することができる予定です。
- ④ なお、平成29年10月1日以前に子が1歳6か月を迎えた場合は、2歳までの延長対象にはならない予定です。

2 施行期日

平成29年10月1日

第4 入院時の生活療養に係る自己負担額が引き上げとなります

- ① 入院時生活療養費は、長期入院の65歳以上の組合員が公務によらない病気又は負傷により、保険医療機関等から入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る療養の給付と併せて生活療養を受けたときに、その生活療養に要した費用について支給されるものです。
- ② 平成29年10月から、生活療養標準負担額(自己負担額)のうち居住費について、次のとおり引上げされます。

	対象者の分類	生活療養標準負担額のうち居住費に係る部分の 1日の負担額		
		～平成29年9月1日	平成29年10月1日～	平成30年4月1日～
A	B、Cの以外の者	320円	370円	370円
B	厚生労働大臣の定める者(指定難病患者を除く)	0円	200円	370円
C	指定難病患者	0円	0円	0円

第5 70歳以上の組合員等の高額療養費及び高額介護合算療養費について

1 高額療養費の制度改正の概要

(1) 平成29年8月1日からの改正

- ① 70歳以上の者の高額療養費算定基準額が引上げとなり、具体的には、所得区分が「現役並み」の者は、44,400円から57,600円に引上げされます。
- ② さらに、所得区分が「一般」の者は、12,000円から14,000円に、世帯合算の場合は、44,400円から57,600円に引上げされます。また、年間上限額144,000円が新たに設定され、8月からの1年間の医療費の自己負担額が、当該額を超えた場合についても高額療養費が支給されることとなります。

○見直し前（平成29年7月診察分まで）			○見直し後（平成29年8月診察分から）		
適用区分		外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
現役並み	年収約370万円～ 標準28万円以上 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000) × 1% <多数回 44,400円 ※2>	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000) × 1% <多数回 44,400円 ※2>
	年収156万～約370万円 標準26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	12,000円	44,400円	14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <多数回44,400円 ※2>
低所得者	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	8,000円	15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。
 ※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

(2) 平成30年8月1日からの改正

70歳以上の者の高額療養費算定基準額が引上げとなり、具体的には、所得区分が「現役並み」の者は、区分が3区分に細分化され、外来及び世帯合算を問わず、限度額が引上げされます。

○見直し前（平成30年7月診察分まで）			○見直し後（平成30年8月診察分から）		
適用区分		外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
現役並み	年収約1160万円～ 標準83万円以上 課税所得690万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000) × 1% <多数回 44,400円 ※2>	252,600円+(医療費-842,000) × 1% <多数回 140,100円 ※2>	57,600円 <多数回44,400円 ※2>
	年収約770万～約1160万円 標準53～79万円 課税所得380万円以上			167,400円+(医療費-558,000) × 1% <多数回 93,000円 ※2>	
	年収約370万～約770万円 標準28～50万円 課税所得145万円以上			80,100円+(医療費-267,000) × 1% <多数回 44,400円 ※2>	
一般	年収156万～約370万円 標準26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <多数回44,400円 ※2>	18,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <多数回44,400円 ※2>
	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	15,000円		8,000円	15,000円	

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。
 ※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

2 高額介護合算療養費の制度改正の概要（平成30年8月1日から）

70歳以上の者の高額療養費算定基準額が引上げとなり、具体的には、所得区分が「現役並み」の者は、区分が3区分に細分化され、外来及び世帯合算を問わず、限度額が引上げされます。

<現行>		<平成30年8月～>		
	70歳以上(注2)		70歳以上(注2)	[参考]70歳未満(注2)
現役並み(年収370万円～) 健保 標額28万円以上 国保・後期 課税所得145万円以上	67万円	細分化＋ 上限引き上げ	年収約1160万円～ 標額83万円以上 課税所得690万円以上	212万円
			年収770万円～1160万円 標額53～79万円 課税所得380万円以上	141万円
一般(年収156～370万円) 健保 標額26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満(注1)	56万円	据え置き	年収370万円～770万円 標額28～50万円 課税所得145万円以上	67万円
			一般(年収156～370万円) 健保 標額26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満(注1)	60万円
市町村民税世帯非課税	31万円		市町村民税世帯非課税	31万円
市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19万円(注3)		市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19万円(注3)
				34万円

(注1) 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合及び旧たし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
(注2) 対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用する。
(注3) 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。

第6 医療費通知について

- ① 「平成29年度税制改正の大綱」(平成28年12月22日閣議決定)において、所得税と地方住民税に係る「医療費控除」の申告手続に関し、従来は医療機関で受領する領収書を添付し保存することを要していましたが、新たに医療保険の保険者が行う「医療費通知」を以て代えることができるようにする旨、記載されました。
- ② これに伴い、医療費通知を行う場合は、次の項目を設けることとする地方公務員等共済組合法施行規程に新設されました(平成30年1月1日施行です)。
「組合員又はその被扶養者の氏名」・「診療を受けた年月」・「診療を受けた者」・「病院、診療所、薬局等の名称」・「組合員又はその被扶養者が支払った医療費の額」・「保険者の名称」
- ③ 当共済組合においては、平成28年度からすべての組合員及び被扶養者の方それぞれに対して、上記②の項目を備えた医療費通知を配付しており、平成29年度においても同じ内容の医療費通知を平成30年2月(予定)に配付します。